

議 案 第 29 号

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公職選挙法の改正により、市議会議員選挙におけるビラの頒布が解禁された
ことに伴い、当該ビラの作成にかかる公費負担について規定するため。

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年松戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「松戸市長の選挙における法第142条第1項第6号」を「法第142条第1項第6号」に、「並びに松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における法第143条第1項第5号」を「及び法第143条第1項第5号」に改める。

第6条中「（松戸市長の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第8条中「通じて」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される松戸市議会議員選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された松戸市議会議員選挙については、なお従前の例による。